

# 臨時休業期間中の登校日に係るガイドライン（大阪府教育庁）

令和2年5月7日

## 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業が長期間に及ぶことから、児童生徒の心身の健康観察と必要な対応を行うとともに、生活習慣や学習状況の把握等を行うため、臨時休業中に登校日を設定する。その際、分散登校を行うとともに、別添の「分散登校における感染症対策の基本的な考え方」に留意し、感染症対策の措置等を適切に講じること。

## 2 内容

- ・「3 実施方法」に示した感染拡大防止のための措置を講じたうえで、児童生徒等の心身の健康状態を把握し、保護者等と連携しながら適切に支援する。
- ・学習課題の提示や学習状況の確認を行う。

### 《登校日に実施することの例》

家庭での生活・学習指導（計画づくり、見直し・改善）、軽い運動やレクリエーション、家庭学習の説明（教材配付、教材のポイント説明、学習課題の提出）、身体測定や健康診断、個別相談への対応（必要に応じてSC等とともに）など

- ・幼稚園、こども園については登園日を設けないが、園児等の心身の状況の把握と保護者とのコミュニケーションに努めること。その際、別添の「幼稚園、認定こども園の園児・保護者のみなさんへ—カウンセラーからのメッセージ—」を参考にすること。

## 3 実施方法

### (1) 回数、時間、実施方法等

- ① 週1～2回程度の登校日を設定する（第1週目は週1回とし、18日以降の週は2回程度）。
- ② 登校日や登校時間を学年、学級等ごとに分けて設定する等により、児童生徒の登校を分散させる。1教室の人数は10～15人程度（2～1mの間隔を確保）とする。
- ③ 学校での滞在時間は2時間程度までとし、活動終了後は速やかに下校させる。（個別対応が必要な場合は1時間以内の延長に留める）
- ④ 支援学級については、児童生徒の障がいの状況等に応じた適切な対応を行う。
- ⑤ 新入生が学校生活に慣れること、また、卒業学年児童生徒が進路等に不安がないよう配慮する。

### 《登校日の実施方法の例》

#### ① 週1回の実施

- ・学年別に曜日を設定する。
- ・同一学級を2つ以上の教室に分散させるか、または午前と午後に分けて登校させる。

#### ② 週2回の実施

##### 【小学校（学年別）】                      【中学校（学級別）】

月木：1・4・6年                      月木：奇数クラス

火金：2・3・5年                      火金：偶数クラス

- ・不足教員は担任児童生徒が登校していない学年・学級の教員が補う。

### (2) 留意点

- ① 児童生徒に対して、原則、自宅を出てから帰宅するまでマスク等を着用するよう指導する。教職員もマスク等を着用し、会話等の際の飛沫の飛散防止を行う。
- ② 登下校の際は、教職員が出入口で誘導を行うなど、児童生徒が密集しないよう指導する。
- ③ 児童生徒が入校する際は、「健康観察シート（体温測定結果を含む）」（別添「けんこうかんさつカード」参照）などで、当日の健康状態を把握するとともに、速やかに手

指の消毒又は手洗いを実施させる。

- ④ 教室等では児童生徒を細やかに観察し体調の変化に留意する。登校後に児童生徒等に発熱等の症状が確認された場合は、保護者に引き渡すまで他の児童生徒との接触がない場所で待機させ見守ること。(別添「体調不良者(児童生徒等)への対応に関する留意点」参照)
- ⑤ 一日に複数回の登校時間を設定する際は、それぞれの登校時間と下校時間とが重ならないよう時間差を設ける。
- ⑥ スクールバスを使用する場合は、教室等と同様に児童生徒間のスペースを十分に確保する。
- ⑦ 公共交通機関を利用する児童生徒等が、混雑時を避けることができるよう、登下校時間を設定する。
- ⑧ 児童生徒の登下校にあたっては、PTAなどの協力を得ながら、児童生徒の安全を確保する。
- ⑨ 小学1年生は、保護者や近所の上の学年の児童と一緒に登校し、下校は教員が付き添う等、安全に配慮する。

### (3) 教室等の設定

- ① 1学級を2～3教室に分割するなど、1教室あたりに参集する人数は10～15人程度とし、児童生徒間のスペースを十分に確保し(概ね2～1メートル)、対面とならないような形とする。
- ② 教員による指導等の際は、飛沫の飛散防止のため、必ずマスク等を着用するとともに、教壇と1列目の児童生徒の間の距離を開ける。
- ③ 2方向の窓を常に開放するなど、十分な換気を行う。
- ④ 児童生徒の下校後、清掃、消毒を徹底する(机や椅子、ドアノブ等の児童生徒が共通に触れるもの)。(別添「校舎等の消毒について」参照)

### (4) 児童生徒の登校の判断について

- ① 登校前に自宅で検温をさせ、咳や発熱等、風邪の症状のある児童生徒は、自宅で休養するよう指導する。
- ② 医療的ケアが必要な児童生徒や喘息等の基礎疾患等のある児童生徒は、主治医や学校医、保護者等と相談のうえ、個別に登校の判断をする。
- ③ 発熱等の症状がなくても、保護者等から新型コロナウイルスへの感染の不安があるなどの申し出等がある場合は無理に登校させない。
- ④ 児童生徒の家族等が濃厚接触者に指定された場合は、保健所等関係機関と相談したうえで個別に対応する。

### (5) 登校日の取扱い

臨時休業の期間は、指導要録上の「授業日数」には含めない。

### (6) その他

- ① 初回の分散登校日では、児童生徒に新型コロナウイルスに対する発達段階に応じた理解および感染予防の正しい知識を身に付け、適切な行動ができるよう、手指の消毒または手洗い、マスク等の着用、お互いの距離などについて指導する。
- ② 登校しなかった児童生徒には、学校から電話や家庭訪問等で、児童生徒の心身の健康状態の把握および学習課題の提示や学習状況の確認を行う。
- ③ 家庭における検温や健康観察等が十分に行えない児童生徒に対しては、学校で適切に支援する。
- ④ 教職員等の健康状態についても十分に確認する。
- ⑤ 感染拡大防止のための措置を講じたうえで、運動場の開放、学校図書館での貸し出し機能の活用等、子どもの活動の場を工夫する。